訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション重要事項説明書

令和　　年　　月　　日　現在

１．当事業所が、提供するサービスについての相談窓口
　電話　０７３－４２２－６０６５　　（午前　9時００分～午後５時まで）

２．当事業所の概要
（１）事　業　所　名　　医療法人　潤生会　宮本医院
　　所在地　　〒　　６４１－００５１
　　和歌山市　西高松１丁目５番３６号
　　ＴＥＬ　　０７３－４２２－６０６５
　　ＦＡＸ　　０７３－４２４－２０９６
　　指定番号　和歌山県　３０１０１１１４５２
（２）訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション事業所の職員体制
　　医師　　１名
　　理学療法士　　３名

（３）営業時間
　原則として月曜～金曜の午前９時００分～午後５時００分　土曜日午前９時００分～午後３時００分までの間をサービス実施時間とします。
（４）定休日
　原則として土曜日、日曜日、祝祭日、また８月１３日～１５日、１２月３１日、１月１日～３日は休日としますが、場合により土曜、日曜日は利用者の希望を考慮して事業を行います（８月及び１２～１月に数日間の連休を設けますが、支障のないよう前もって利用者に周知します。）

３．訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション事業の主な目的
　要介護者等の依頼を受け、その心身の状況、その置かれている環境、要介護者等及びその家族の希望等を勘案し、要介護状態となった場合においても、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とします。

４．訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション事業の主な内容

事業内容は訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション計画に従ったサービス内容（心身機能の維持回復を図り，日常生活に資するための機能訓練等）とします。

５．利用料等

（１）サービスを提供した場合の利用料の額は，厚生労働大臣が定める基準によるものとし，当該指定訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは，負担割合証に記載の割合に応じた額、ただし，法定代理受領分以外の場合は，介護保険報酬額の相当額を徴収します。

（２）その他、訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション利用において個人が準備すべきものや個人の希望による日常生活上のサービスについては実費徴収となります。

６．支払い方法

（１）毎月、１７日までに前月分の請求をいたしますので、指定の方法にてお支払いください。

（２）毎回の諸費用実費及びその他、個人の希望による日常生活上のサービス、物品等の料金についてもその時まとめて徴収します。

７．当事業所の訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションサービスの特徴等

（１）利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行います。

（２）自ら提供するリハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図ります。

（３）サービスの提供に当たっては，医師及び従事者が共同して利用者の心身の状況、希望等を踏まえて、リハビリテーションの目標を設定し、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション計画に基づき，利用者の心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立に資するよう妥当適切に行います。

（４）サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について理解しやすいよう指導又は説明を行います。

（５）サービスの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め利用者に対して適切なサービスを提供します。特に、痴呆の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に応じたサービスが提供できる体制を整えます。

8.虐待の防止について

事業者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています　　責任者

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っています。

(3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

(4) 従業員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

(5) サービス提供中に当該事業所従業員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

9. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊，御家族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医　　主治医氏名

連　絡　先

御家族　　氏　名

連絡先　　ＴＥＬ

10. サービス内容に関する苦情

（１）当事業所お客様相談・苦情窓口

当事業所の訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションに関する御相談・苦情を承ります。

相談窓口　　担当

電話：０７３－４２２－６０６５

（２）その他。

当事業所以外に・市町村の相談・苦情窓口に苦情を伝えることができます。

和歌山市役所介護保険課

（電話番号）　０７３－４３５－１１９０

和歌山県国保連合会介護サービス苦情処理相談窓口

（電話番号）　０７３－４２７－４６６２

同　意　書

令和　　年　　月　　日

訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの提供開始にあたり、利用者に対して契約書、及び本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者　　医療法人　潤生会
所在地　　理事長　　宮本克之　　印
名　称　　〒 641－0051
和歌山市西高松１丁目５番３６号
電話　０７３－４２２－６０６５
説明者
氏　名　　印

私は、契約書、及び本書面より事業者から訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションについての重要な事項の説明をうけました。

利用者
住　所
氏　名　　印

（代理人）
住　所
氏　名　　印

個人情報同意書

令和　　年　　月　　日

サービス担当者会議等において、利用者等の個人情報を用いることについて、利用者に説明しました。

事業者　　医療法人　潤生会
所在地　　理事長　　宮本克之　　印
名　称　　〒 641－0051
和歌山市西高松１丁目５番３６号
電話　０７３－４２２－６０６５

説明者
氏　名　　印

私は、事業者からサービス担当者会議等において、私等の個人情報を用いることについて同意しました。

利用者
住　所
氏　名　　印

（利用者家族代表者）
住　所
氏　名　　印